



令和2年8月8日

# 感染防止対策宣誓書

当施設は**感染症対策**として、以下の対策をすることに努めます

- ◆ 感染防止対策宣誓書を施設の見やすい場所・複数個所に掲示
- ◆ 配席の工夫（席を1つ空ける，互い違いに座る，対面せず片側に座る）又は各テーブルにアクリル板又はビニールカーテンを設置して接触を回避
- ◆ 施設への入場前，施設利用中において，周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
- ◆ 従業員のマスク着用，手洗い，うがいの徹底及び体調・健康管理
- ◆ 来客等に対してマスク着用，手洗い，うがいを周知
- ◆ 消毒・清掃の徹底（ドアノブ，客席，テーブル，トイレ，利用設備・機材等の共有物），ハンドドライヤーの使用中止
- ◆ 定期的な換気

施設名：茨城県立聴覚障害者福祉  
センターやすらぎ

業 態：その他の業種

住 所：〒310-0844  
茨城県水戸市住吉町349-1

お店を訪れる度に  
二次元コードを  
読み込んで  
登録してください。



二次元コードが読み取れない場合には、  
user\_regist@ibaraki-coronanext.jp宛てに、件名  
は半角数字で 14187 を入力してメールを送信して  
ください。※本文は無効となります。